

参考資料

1 用語解説

(五十音順)

	用語	解説内容
い	五つの国	兵庫県の広大な県土は、「摂津」「播磨」「但馬」「丹波」「淡路」という五つの国(地域)が一つになって生まれ、多様な自然環境のもとに特色ある固有の風土、文化が培われてきた。
う	う蝕	むし歯になること
え	栄養教諭	栄養管理・衛生管理等の学校給食の管理と、食に関する指導を一体的に行う教育職員。食に関する指導を充実させるため、学校教育法の改正により平成17年度から小・中学校等に配置できることとなった。
え	栄養士 管理栄養士	栄養士は、都道府県知事の免許を受けて、栄養の指導に従事することを業とする者。 管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人数に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者。〔栄養士法〕
え	栄養成分表示 (栄養表示)	加工食品や外食、給食に対して、その食品又は献立が含んでいる栄養成分を表示すること。 なお、消費者に直接販売される加工食品及び添加物に対して栄養成分を表示する場合は、食品表示法第4条に規定されている「食品表示基準」に基づき表示しなければならない。
え	嚥下(えんげ)機能	食べ物を口から食べ、飲み込む機能
お	おいしいごはんを食べよう 県民運動	兵庫県では、平成9年度より、世界的な食料問題や農業・農村の役割について、県民一人ひとりが身近な問題として捉え、自給可能な「米」の重要性を再認識するとともに、「ごはん」中心の健康的な食生活を啓発する「おいしいごはんを食べよう県民運動」を展開している。
か	学校における 食育実践プログラム	平成17～18年度に実施した「食で育む子どもの未来」食育推進事業における成果として作成した教職員用手引書。兵庫県における食育の基本的な考え方、学校の体制づくりのほか、食育推進モデル校における実践内容を掲載している。平成24年度に学習指導要領の改訂等を踏まえて改訂した。
き	共食	食事づくりや食事を食べることを一人きりで行うのではなく、家族や仲間等と一緒に食卓を囲む機会を持つこと。それにより、食を通じたコミュニケーションを図り精神的な豊かさ、社会性、思いやりの心が育つと考えられる。
き	郷土料理 (ふるさと料理)	生まれ育った土地や地域特有の料理。その土地の特産物を使ったり、全国で一般的に食べられている料理であっても、伝統的あるいは独自の調理法で作られ、食べ継がれてきた料理。
け	健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差

	用語	解説内容
け	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。 ○健康寿命の指標の種類 ①日常生活に制限のない期間平均(自己申告による) ②自分が健康であると自覚している期間の平均(自己申告による) ③日常生活動作が自立している期間の平均 (介護保険要介護度2～5認定者数データを用いる) ○兵庫県における健康寿命の算定 県内市町介護保険データ(平成21-23年度)を用い、客観性の高い「日常生活動作が自立している期間の平均」を圏域ごとに算定。
け	健康食生活実態調査	兵庫県が昭和58年より5年毎に実施している食生活実態調査。(直近平成28年度)。食物等の摂取状況調査に加え、対象者の健康状態、生活習慣、食行動を調査した。
け	健康増進法	急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が増大していることから、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善を始めとする国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。
け	健康づくり推進プラン	個人の取り組みとともに、県民、健康づくり関係者、事業者、市町、県による相互に連携及び協働した健康づくりの推進に関する必要な事項を定める健康づくり推進条例に基づき策定された兵庫県における健康づくりの基本的な指針。
け	健康ひょうご21県民運動	一人ひとりが自らの生活を見つめ直し、生活習慣を改善するとともに、個人の努力とあわせ社会全体で健康づくりを支援するため、県民全体で取り組む運動。
こ	誤嚥性肺炎	本来、気管に入ってはいけない物が気管に入り(誤嚥)、そのために生じた肺炎。老化や脳血管障害の後遺症等によって、飲み込む機能や咳をする力が弱くなると、口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液等が誤って気管に入りやすくなり、その結果、誤嚥性肺炎を発症することがある。
こ	孤食	「孤食」はひとりで食べることを意味する。家族や仲間と一緒に食事をする機会が減って「一人食べ」をする子ども、さらに「一人食べ」を望む子どもが増えている。共食は子どもだけでなく、若い世代や働きざかり、高齢者においても同様に重要である。 「孤食」以外に、自分(個人)の好きなもの等を各々が食べる「個食」、食べる量が少ない「小食」、スパゲティやパン等、粉を使った主食を食べる「粉食」、食物が固定している「固食」といった「こ」という言葉は多くの意味を含んで使われるようになり、どれも「一人食べ」(孤食)につながると言われている。
し	歯周病	歯周組織(歯肉や歯を支えている骨、歯の根の膜等)が歯垢(プラーク)に含まれている歯周病菌(細菌)に感染し、歯肉が腫れたり、出血したり最終的には歯が抜けてしまう、日本人が歯を失うもっとも大きな原因の歯の周りの病気の総称。
し	市民農園	一般市民がレクリエーションや自家用野菜の生産を目的として、小区画の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことで、休憩・宿泊等に使用する簡単な小屋を併設した滞在型の農園もある。
し	主菜	魚や肉、卵、大豆・大豆製品を使った副食(おかず)の中心となる料理。主としてたんぱく質や脂肪の供給源となる。
し	主食	米、パン、めん類等の穀類が主体となった料理。主として炭水化物の供給源となる。

	用語	解説内容
し	授乳・離乳の支援ガイド	授乳や離乳食の開始・進行への支援について、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者が所属する施設や専門領域が異なっても基本的事項を共有化し支援することを目的に厚生労働省が平成 19 年 3 月に作成。
し	食育基本法	食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来における健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。
し	食環境	食物へのアクセスと情報へのアクセス、並びに両者の統合を意味する。食物へのアクセスとは、食べるという営みの対象物である食物がどこで生産され、どのように加工され、流通され、食卓に至るかという食物生産・提供のシステム全体を意味する。情報へのアクセスとは、地域における栄養や食生活関連の情報、並びに健康に関する情報の流れ、そのシステム全体を意味する。〔健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書 2004 を一部改変〕
し	食の安全安心と食育審議会	「食の安全安心と食育に関する条例」により設置された知事の附属機関で、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項を調査審議する。学識経験者、県民代表及び生産から販売に至る各段階の事業者団体、関係団体代表等 16 名の委員で構成されている。
し	食の安全安心と食育推進本部	知事を本部長とし、食の安全安心及び食育に関する施策を総合的に推進するため、各部長、教育長、各県民局長等で構成しており、平成 17 年 5 月に設置した。
し	食の安全安心と食育に関する条例	平成 18 年 4 月から施行している条例で、県民の視点に立った食の安全安心の確保や、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康を保護し、増進し、ひいては豊かで活力ある社会の実現を目指している。本条例は、全国で初めて「食の安全安心の推進」と「食育の推進」の一体的な取り組みについて定めている。
し	食の健康運動リーダー	「ひょうご“食の健康”運動」の推進を図るため、兵庫県および健康ひょうご 21 県民運動推進会議の委嘱に基づき、地域において食育実践活動に取り組むボランティア。平成 15 年度から主に幼児とその保護者を対象として、調理実習等の活動を行っている。
し	食の健康協力店	健康メニューの提供やヘルシーオーダーサービスの実施等に取り組んでいる飲食店及びお弁当・そう菜等の中食を販売する店で、兵庫県が取り組んでいる「ひょうご“食の健康”運動」に賛同する店舗。
し	食品関連事業者等	食品の製造、加工(調整及び選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の販売を業とする者のほか、食品の販売をする者。〔食品表示法〕
し	食品表示法	販売の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び JAS 法による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とした法律。食品表示基準の策定、不適正な表示を行った食品関連事業者に対する指示・命令、適正な表示の確保のための立入検査等について規定している。

	用語	解説内容
し	食料自給率	国内の食料消費について国産でどの程度まかなえているかを示す指標。 ①各品目を基礎的な栄養素である供給熱量(カロリー)または経済的価値である金額という共通の「ものさし」で総合化して食料全体の自給度合いを示す「総合食料自給率」、②基礎的な食料である穀物の重量での自給度合いを示す「穀物自給率」、③品目ごとの重量での自給度合いを示す「品目別自給率」という3つの示し方がある。通常は供給熱量によるカロリーベースの総合食料自給率を使用している。
し	新学習指導要領	子どもたちの現状をふまえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力等の育成を重視して定められ、小学校は平成23年4月、中学校は平成24年4月、高等学校は平成25年度入学生(数学・理科については平成24年度入学生から)から全面実施。
す	スーパー食育 スクール事業	学校が大学や関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進等、食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行い、その成果を普及啓発することで食育のより一層の充実を図るための事業。
せ	生活習慣病	食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。肥満・高血圧・糖尿病・循環器病等。加齢に着目した「成人病」という名称から、「生活習慣病」という名称に改められた。
せ	生活不活発病	「動かない」(生活が不活発な)状態が続くことにより、心身の機能が低下して「動けなくなる」こと。
そ	咀嚼(そしゃく)	食べ物をかみ切り、砕き、すりつぶし、飲み込みや消化をしやすくすること。
た	多面的機能	国土・自然環境の保全や水源のかん養等、農山漁村で農林水産業の生産活動が行われることにより発揮される、農産物・水産物等の食料供給以外の多面にわたる機能をいう。
ち	地産地消 (県産県消)	地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取り組みのこと。直売所を利用した新鮮な地域産物の販売、地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流等の多様な取り組みが行われている。
ち	直売所	生産者または生産者のグループが自ら生産した農産物(農産物加工品を含む。)を持ち寄り、卸売業者や小売業者を介さず、直接又は委託により、定期的に販売を行う場所または施設。 運営形態には、JA が運営主体の直売所や市町等の自治体が運営主体である道の駅等がある。
て	低栄養	栄養素の摂取が生体の必要量より少ないときに起こる体の状態。健康的に生きるために必要な量の栄養素がとれていない状態を指す。その中でも特に、たんぱく質とエネルギーが十分にとれていない状態のことを「PEM(Protein energy malnutrition):たんぱく質・エネルギー欠乏(症)」という。
と	特定給食施設等	特定かつ多人数(1回100食以上又は、1日250食以上)に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定める特定給食施設と、特定かつ多数の者に対して、継続的(概ね週4日以上、3ヵ月以上)に1回20食以上の食事を供給するその他の給食施設等がある。〔兵庫県給食施設栄養管理実施要領〕
と	特定健診・ 特定保健指導	平成20年4月から、健康保険組合、国民健康保険等に対し義務付けられた、40歳以上の加入者を対象としたメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査(特定健康診査)と保健指導(特定保健指導)。

	用語	解説内容
と	特別活動	学校教育の中で行われる学校行事や生徒(児童)会活動、学級活動の総称。望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てること等を目標としている。
な	内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム)	内臓に脂肪が蓄積する肥満(内臓脂肪型肥満)等によって、動脈硬化性疾患が引き起こされやすくなった状態をいう。内臓脂肪型肥満に、血糖や血圧、トリグリセリド(中性脂肪)等が正常より高めになる等、一連の危険因子が複数重なると動脈硬化が進行し、心筋梗塞や脳梗塞が起きる可能性が高くなることがわかっている。
な	中食	外食に対し、そう菜・弁当等を買ひ、家(学校、職場)等に持ち帰ってする食事。または、その食品。
に	21世紀兵庫長期ビジョン	県民主役・地域主導のもと、21世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像とその実現方向を明らかにしたもの。 「21世紀兵庫長期ビジョン」は、「地域ビジョン」と「全県ビジョン」からなり、「地域ビジョン」は、歴史、風土、文化等を共有する広域的な圏域ごとに、地域住民が地域の将来像を描き、その実現に向けて主体的に取り組む指針であり、「全県ビジョン」は、「地域ビジョン」の実現を支援するとともに、全県的な視点から見た基本課題やめざすべき将来像とその実現方向を明らかにした。
に	日本型食生活	米、魚、野菜、大豆・大豆製品を中心とした伝統的な食生活のパターンに、肉類、牛乳・乳製品、油脂、果物等が豊富に加わって、多様性があり、栄養バランスのとれた健康的で豊かな食生活のこと。
に	認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)、地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能)を備える施設。幼稚園や保育所等のうち一定の基準を満たす施設を都道府県知事が認定する。
の	「農」	土を耕し、森を育て、豊かな海を守り、食料をはじめ人々の生活を支える様々なものを産み出す農林水産業の営み、その営みの場であるとともに人々の生活の場である農山漁村とそこに育まれた伝統・文化、豊かで美しい景観等、広く農林水産業・農山漁村を捉えた概念。
は	早寝・早起き・朝ごはん国民運動	PTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界等の幅広い関係者による『「早寝早起き朝ごはん」全国協議会』が実施主体となり協議会を構成する多くの団体とともに、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動として「早寝早起き朝ごはん」国民運動が展開されている。
ひ	兵庫県いずみ会 いずみ会リーダー	昭和40年半ば頃から、県下各地域で食育に関わるボランティア団体として、いずみ会が発足し、昭和49年には全県組織として兵庫県いずみ会が発足した。「私達の健康は私達の手で」を合言葉に、健全な食生活の実現を目指して、時代のニーズに応えながら、現在では、県内39市町の組織により主体性を持ち、地域に根付いた取り組みを実施している。 いずみ会員であって、保健所等が企画・実施する「いずみ会リーダー養成講座」を修了し、健康づくりのための組織活動をするのに必要な基礎知識を身につけ、グループリーダーとして活動できる人。
ひ	兵庫県学校給食・食育支援センター	財団法人兵庫県体育協会内に設置され、学校給食を通じた「食育」により心身ともに健康な児童・生徒を育てることを目標に、市町からの要望に応じて、安全・安心な学校給食用物資を安定的に供給している。また、地産地消の取り組みも含めた食育支援活動として、学校給食に関する研究会、講習会等の開催、児童生徒等を対象とした実技講習会や体験活動を開催している。

	用語	解説内容
ひ	ひょうご健康づくり県民行動指標	県民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう、日常生活における具体的で実行しやすい行動を指標として提示。
ひ	ひょうご“食の健康”運動	県では、平成 15 年度より、栄養バランスの取れた食生活の実現のため、「食事はバランス ごはん、大豆と減塩で 元気なひょうご」をキャッチフレーズに、「おいしいごはんを食べよう」「もっと大豆を食べよう」「減塩しよう」を3本の柱とした県民運動「ひょうご“食の健康”運動」を推進し、食でつくる健康ひょうごの実現を目指している。
ひ	ひょうご食品認証制度 (兵庫県認証食品)	「安全・安心」かつ「個性・特長」がある県産食品を、県が確認して認証する制度を平成 16 年7月に創設。県内産の農産物・畜産物・水産物および加工食品が対象で、安全・安心面で厳しい条件をクリアした「ひょうご安心ブランド」と、おいしさ、生産方法や地域特性等の個性・特長がある「ひょうご推奨ブランド」に二分される。認証された食品は兵庫県認証食品として、認証マークを貼付する。
ふ	副菜	野菜やいも類、こんにゃく、きのこ、海そう類、豆類(大豆を除く)等を使った料理。ビタミン、ミネラル及び食物繊維等の供給源となる。
ほ	保育所における食育に関する指針	平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業でまとめられた『楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～』報告書。保育所における食育計画の作成の参考資料。
ら	ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信等のネットワークシステム。災害等の際、これらの機能の停止は市民生活に大きな支障となる。
ら	楽農生活	兵庫県の造語。農林水産業体験等「農」とのかかわりを実践・実感することで、人間らしく豊かに生きるための行動を「楽農生活」と位置づけ、収穫の喜びや自然とのふれあいを通じて、ゆとりと安らぎが実感できるライフスタイルの実現を目指している。
ら	楽農生活交流人口	兵庫県内の農林漁業体験等ができる都市農村交流施設の利用者数(延べ数)。
り	リスク	食品中にハザード(危害要因)が存在する結果として生じるヒトの健康への悪影響が起きる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)。
り	リスクコミュニケーション	リスクアナリシス(リスク分析)の全過程において、リスク管理機関・リスク評価機関・消費者・生産者・事業者・流通・小売等の関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。